

ご契約に関する重要事項

◆電気料金メニュー・単価表

*料金単価には、消費税等相当額を含んでいます。

節電とくとか電灯

平成29年6月1日からご加入対象拡大

ほくリンク 会員限定

Point 電気のご使用量が多くなる7～9月の当社があらかじめお知らせする日に節電にご協力いただくと『節電割引で電気料金がお得!』

ご加入条件	ほくリンク会員のお客さまで契約電流が30A以上または契約容量が6kVA以上のお客さま
※	■ご加入にあたっての注意事項 ●ほくリンク会員サイトから会員さまご自身の申込みが必要となります。 ●ご加入の際、スマートメーターの設置が必要であり、未設置の場合、取付工事が必要となります。 (スマートメーター取付工事の都合上、多数の申込みがあった場合には、一旦、受付をお断りすることがございます。)

基本料金	区 分	料金単価
	10Aまたは1kVAにつき	237.60円
割引単価	単 位	料金単価
	節電電力量1kWhにつき	129.60円

電力量料金	区 分	単 位	料金単価
	最初の120kWhまで	1kWh	17.52円
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	21.33円
	300kWhをこえる	1kWh	23.02円

※6月1日からご加入条件を「契約電流60A」から「契約電流30A以上」に変更します。

節電割引(7～9月・13～16時)について

当社があらかじめお知らせする日の13～16時(3時間)の平均使用電力量(実績電力量)と、節電実施日の前平日5日間*のうち13～16時(3時間)の使用電力量が多い4日間の13～16時(3時間)の平均使用電力量(基準電力量)を比較し、節電していただいた電力量(節電電力量)に応じて電気料金を割引します。

$$\text{節電割引額} = \text{節電電力量} \times \text{割引単価} \quad \text{節電電力量} = \text{基準電力量} - \text{実績電力量}$$

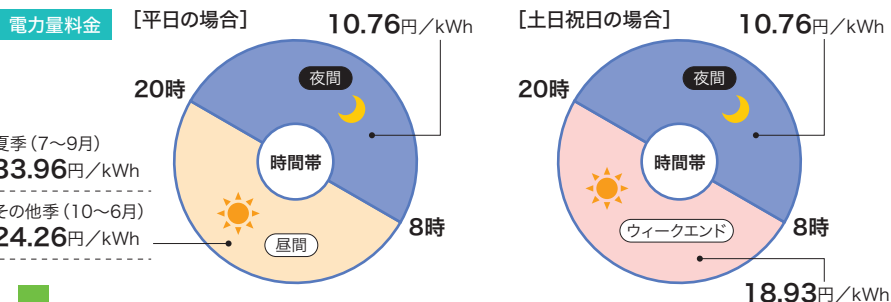
*土・日・祝日、8月13日～16日、過去の節電実施日等を除く

くつろぎナイト12

Point ●夜間の電気料金は平日の『昼間の半分以下』でとってもお得! ●『夜間時間が20時から8時まで12時間』と、ゆったりくつろげます。
●土日祝日は平日に比べ『昼間の電気料金がグーンとお得!』週末はご自宅でゆっくりくつろげます。

ご加入条件	エコキュート等の夜間蓄熱式機器※1をご使用のお客さま		
基本料金	区 分	単 位	料金単価
	10kVAまで	1契約	1,620.00円
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	237.60円

ほくリンク会員なら
セットでさらにお得



セット 「くつろぎナイト12」と組み合わせ

節電とくとかプラン

ほくリンク 会員限定

Point 電気のご使用量が多くなる7～9月の当社があらかじめお知らせする日に節電にご協力いただくと『節電割引で電気料金がお得!』

ご加入 条件	ほくリンク会員のお客さまで くつろぎナイト12にご加入のお客さま	割引 単価	単 位	料金単価
			節電電力量1kWhにつき	194.40円

※1 主に夜間に通電し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもので、エコキュートやネオキュート

高負荷率電灯

コンビニエンスストアや商店等電気を多くご使用されるお客さま向け

基本料金	区 分	単 位	料金単価
	10kVAまで	1契約	16,632.00円
	10kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	1,620.00円

電力量料金	区 分	単 位	料金単価
	夏季(7～9月)	1kWh	17.08円
	その他季(10～6月)	1kWh	15.57円

◆電気料金の計算方法

※燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページでご確認ください。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

ご使用量(kWh) × 単価 ご使用量(kWh) × 燃料費調整単価 ご使用量(kWh) × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価



おトクで便利な北陸電力会員サービス

＜主なサービス＞

- ほくリンクポイント
会員登録、電気料金・使用量のWeb確認等でポイントが貯まる!
商品券やスポーツ観戦チケットと交換できる!
- 電気料金・使用量照会サービス
最大24か月分をグラフで表示、よく似たご家庭との比較もできる!

詳しくは

ほくリンク

検索

スマートフォン・
タブレットご利用
の方はこちら



富山市牛島町15番1号
http://www.rikuden.co.jp

- お引越・ご契約に関するお問い合わせ・申込みは ☎0120-776453(24時間)
- 「ほくリンク」に関するお問い合わせは ☎0120-896950(月～土/9時～19時 祝日・年末年始除く)
- 停電・電気の設備(電柱・電線など)に関するお問い合わせは ☎0120-837119(24時間)
- その他のご相談、お問い合わせは ☎0120-167540(月～金/9時～19時 祝日・年末年始除く)

2017.4

ご契約の申込み等について

1. ご契約の申込み（新規・変更・廃止）

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）および低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）を承認のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等により申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社から需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

3. 当社からの申出による契約の解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の15日前までにお知らせいたします。
 - ① 料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務を当社の定めた期日までに支払われない場合
 - ④ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
 - ⑤ 契約使用期間以外の期間に電気を使用された場合
 - ⑥ 要綱の定めによって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ⑦ お客さまが要綱および料金表に反した場合
- (2) お客さまが、当社に上記1(2)の通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合は、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

契約電流・契約容量および使用電力量について

4. 契約電流・契約容量

- (1) 節電とくく電灯の契約電流は30A以上、契約容量は、6kVA以上といたします。なお、契約容量は、原則として、契約負荷設備の総容量にもとづき要綱に定める算定方法により得た値といたします。
- (2) くつろぎナイト12、高負荷率電灯の契約容量は、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流にもとづき、要綱に定める算定方法により算定された値といたします。

5. 検針日および使用電力量の計量

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、毎月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、あらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日の電力量計の読みと前月の検針日の電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社との協議により定めます。

料金のご請求について

6. 料金の算定

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日まで、需給契約が消滅した場合は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は、日割計算をいたします。

7. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。また、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、支払期日までに支払っていただきます。
- (2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて、年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けません。

8. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として、「口座振替支払」「クレジットカード支払」「振込用紙支払」によりお支払いいただきます。

工事に関する費用負担等について

9. 工事費等の負担金

需給契約の開始または変更およびその他お客さまの都合により、供給設備等の新設または変更が必要となる場合で、要綱にもとづき工事費等の負担金が発生する場合は、お客さまにその費用を負担していただきます。

10. ご契約の廃止・変更にもとずく料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

11. 需給開始に至らないでご契約を廃止・変更される場合の費用の申受け
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

お客さまのご協力

12. 電気の使用にもとずくお客さまのご協力

お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合は、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、電気を使用していただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他上記に準ずる場合

13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社が委託した業者を含みます。）は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

その他

14. 供給電圧および周波数

供給電圧は標準電圧100ボルトまたは200ボルト、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

15. 違約金および設備の賠償

- (1) 要綱の定めによる電気の供給の停止または上記3(1)④もしくは⑤に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

16. 信用情報の共有

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

17. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。